

平成25年6月27日決定

色内小学校・稲穂小学校
統合実施計画

平成25年6月

小樽市教育委員会

目次

はじめに	2
1 統合の組合せ及び実施時期	
(1) 統合の組合せ	2
(2) 実施時期	2
2 統合校の位置及び通学区域	
(1) 統合校の位置	3
(2) 通学区域	3
3 統合時の学校規模等	3
4 統合協議会の設置	4
5 学校施設の整備	4
6 通学路の安全対策	4
7 学校施設を利用した社会教育活動	4
8 学校施設の跡利用	4

はじめに

小樽市教育委員会では、少子化に伴う小中学校児童生徒の減少や学校施設の老朽化に対応し、教育環境の向上を図るため、平成21年11月に策定した「小樽市立小中学校 学校規模・学校配置 適正化基本計画」に基づき、学校再編に取り組んでいます。

中央・山手地区小学校Aグループ（色内小学校と稲穂小学校の統合の組合せ）については、色内小学校の校区を3つに分け、稲穂小学校、隣接する手宮地区統合小学校、塩谷・長橋地区の長橋小学校と統合することについて、関係校の保護者や地域の皆さんと懇談を重ね、このたび「色内小学校・稲穂小学校統合実施計画」を策定しました。

1 統合の組合せ及び実施時期

(1) 統合の組合せ

稲穂小学校と色内小学校(校区の一部)の通学区域を再編します。

統合関係校の位置図



(2) 実施時期

平成28年4月1日とします。

2 統合校の位置及び通学区域

(1) 統合校の位置

統合校の位置は、稲穂小学校とします。

(本書では、「統合稲穂小学校」と表記します。)

(2) 通学区域

統合後の通学区域は、次のとおりです。

統合後	通学区域	統合前
統合 稲穂小学校	稲穂1～3丁目、花園1～2丁目、色内1丁目、 色内2丁目（1番～4番、9番～15番）、 富岡1丁目（1番～32番）、富岡2丁目、堺町（1番～5番）、 東雲町、山田町（1番～4番）、 港町（1番～7番、9番、10番）、緑1丁目（1番～8番）	稲穂小学校
	稲穂4丁目、色内2丁目（5番～8番、16番～）	色内小学校

(参考)

統合校	現色内小学校区のうち、他の学校と統合となる通学区域
統合長橋小学校	長橋1丁目（1番～17番）、長橋2丁目（1番～14番）、稲穂5丁目（25番～27番）
手宮地区統合小学校	色内3丁目（1番～7番、11番、12番）、稲穂5丁目（25番～27番を除く）

3 統合時の学校規模等

平成28年度の学校規模は次のとおりです。

統合稲穂小学校 通常の学級14学級 特別支援学級1学級 通級指導教室

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数 (人)	72	77	45	77(1)	68(1)	63	402(2)
通常の学級 (学級)	3	3	2	2	2	2	14
特別支援学級(学級)	1						1

※ 児童数のうち、現在未就学の1年生から3年生までは、平成25年5月1日現在の住民登録を基に推計し、4年生から6年生までは、平成25年5月1日現在の実数値としました。また、学級数は、1年生及び2年生は1学級35人、その他は1学級40人として算出しました。

特別支援学級は、児童数をカッコ内に記載（外数）しています。また、障がいの区分ごとに学級を編成します。

※ 統合時の色内小学校の在校生については、特例により通学校を隣接する統合校に変更することができます。また、平成26年度及び27年度に色内小学校へ入学する予定の児童のうち、統合稲穂小学校の通学区域に居住する児童については、特例により通学校を稲穂小学校に変更することができます。

4 統合協議会の設置

統合関係校の保護者や教員、町会関係者などで構成する統合協議会を設置し、「校名、校歌、校章」「教育目標」「通学路の安全対策」などの課題について協議します。

5 学校施設の整備

統合校である稲穂小学校の校舎及び屋体は、耐震基準を満たしており耐震化の工事は必要ありませんが、統合に当たって必要な環境整備に努めます。

6 通学路の安全対策

新たな通学路の点検を実施し、必要に応じて道路管理者など関係機関との協議を行います。

7 学校施設を利用した社会教育活動

色内小学校で実施している学校開放事業は、統合校や他の開放校などで引き続き利用できるよう、「利用者調整会議」などで利用団体と調整を行います。

8 学校施設の跡利用

色内小学校の跡利用については、市が設置している「学校再編に伴う跡利用検討委員会」において、「学校跡利用の基本的な考え方（平成24年3月小樽市策定）」に沿って地域の声も聞きながら活用方法を検討します。